

八幡市福祉医療費支給条例（平成26年3月28日条例第5号）

最終改正:令和6年3月28日条例第7号

改正内容:令和6年3月28日条例第7号〔令和6年8月1日〕

○八幡市福祉医療費支給条例

平成26年3月28日条例第5号

改正

平成26年9月29日条例第21号

令和6年3月28日条例第7号

八幡市福祉医療費支給条例

（趣旨）

第1条 この条例は、重度心身障害者（重度心身障害児を含む。以下同じ。）、一人親家庭等に対し福祉医療費（以下「福祉医療費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者その他別に定める病院、診療所又は薬局をいう。

（受給資格）

第3条 福祉医療費の支給を受けることができる者は、本市に住所を有する規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の被保険者、組合員又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）父及び母がない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- （2）母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（当該児童が満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）
- （3）前号に掲げる者の被扶養者（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）
- （4）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から3級までに該当するもの
- （5）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所が発行する判定書により、療育手帳の交付を受けた者
- （6）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条の規定に基づく障害等級が1級であるもの
- （7）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、同法第45条第4項の規定に基づく都道府県知事の認定を受けた結果、前号の障害等級が1級から2級に変更となったもの（当該変更から同項の規定に基づく次の認定までの間にある者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、福祉医療費を支給しないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた者については、この限りでない。

- （1）前項第1号から第3号までのいずれかに該当する者のうち、その世帯の主たる生計維持者の前年の所得が福祉医療助成事業費補助金交付要綱（昭和50年京都府告示第294号）第2(2)に規定する知事が定める額以上のもの
 - （2）前項第4号から第7号までのいずれかに該当する者のうち、その者の前年の所得が福祉医療助成事業費補助金交付要綱第2(1)に規定する知事が定める額を超えるもの
 - （3）前項第4号から第7号までのいずれかに該当する者のうち、その者の配偶者又は扶養義務者の前年の所得が福祉医療助成事業費補助金交付要綱第2(1)に規定する知事が定める額以上のもの
 - （4）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者
- （福祉医療費の額）

第4条 福祉医療費の額は、医療保険各法による医療に関する給付（以下「医療給付」という。）が行われた場合において、被保険者等が負担すべき額から付加給付（医療保険各法の規定により医療の給付を行う者の規約等に基づき保険給付に準じて給付されるものをいう。）その他の医療に関する法令等の規定による給付の額を控除した額とする。

（受給資格の認定申請）

第5条 受給資格の認定を受けようとする者又はその同居の親族（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

（認定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査のうえ、受給資格の有無を認定し、申請者に通知する。

（変更の届出）

第7条 前条の規定による認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、第5条に規定する申請の内容に変更を生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（受給者証の交付）

第8条 市長は、第6条の規定による認定の通知を行ったときは、受給資格者に対し、受給者証を交付する。

（資格喪失届）

第9条 受給資格者は、第3条に規定する要件を満たさなくなったときは、別に定める受給資格喪失届（以下「喪失届」という。）を市長に提出しなければならない。

(受給者証の返還)

第10条 受給資格者は、前条の規定により喪失届を提出したときは、受給者証を返還しなければならない。

(支給の方法)

第11条 市長は、京都府の区域内にある保険医療機関等で受給資格者が加入医療保険被保険者証等とともに受給者証を提示し、医療給付を受けた場合には、福祉医療費として当該医療給付を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療給付に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、医療給付を受けた者に対し、福祉医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、受給資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則に定める方法で福祉医療費を支給する。

(1) 京都府の区域外の保険医療機関等で医療給付を受けた場合

(2) 京都府の区域内の保険医療機関等で医療給付を受けた際に受給者証の提示を行わなかった場合

(支給の制限)

第12条 市長は、福祉医療費の支給原因である病気又は負傷が第三者の行為によって生じたものであるときは、当該福祉医療費を支給しない。ただし、特に必要と認めたときは、この限りでない。

(資格認定の取消し)

第13条 市長は、受給資格者が偽りその他不正の手段により第6条の規定による受給資格の認定を受けたときは、当該認定を取り消す。

(福祉医療費の返還)

第14条 偽りその他不正の手段により福祉医療費の支給を受けた者であつて、前条の規定による認定の取消しを受けたものは、支給された当該福祉医療費を返還しなければならない。

2 受給資格者は、第3条に規定する受給資格を喪失した後に福祉医療費の支給を受けたときは、当該福祉医療費を返還しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第15条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

2 市長は、受給資格者が前項の規定に違反したときは、第6条の規定による受給資格の認定を取り消すことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、福祉医療費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例が適用される者で市長が認めるものにあつては、同条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、市長は職権により受給資格の有無を認定することができる。

附 則(平成26年9月29日条例第21号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年8月1日(以下「施行日」という。)から施行し、令和6年8月診療分から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡市福祉医療費支給条例第3条第1項第7号の規定の適用については、施行日前に同号に規定する都道府県知事の認定を受けた結果、同項第6号の障害等級が1級から2級に変更となった者で、施行日において当該変更から次の認定までの間にあるものを含むものとする。
